

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する平成24年10月15日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、自宅に係る住居手当を廃止するため、滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 自ら所有する住宅で職員が居住しているものおよび単身赴任手当が支給されている職員の配偶者が居住しているものに対する住居手当を、廃止することとします。（第9条関係）
- (2) この条例は、平成25年4月1日から施行することとします。

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第8条 〈略〉 (住居手当)</p> <p>第9条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額9,000円を超える家賃(使用料を含む。同号において同じ。)を支払っている職員(公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他病院事業庁長が定める職員を除く。)</p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅(病院事業庁長が定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの</u></p> <p>(3) <u>第11条の規定により単身赴任手当を支給される職員(次号において「単身赴任職員」という。)</u>で、配偶者が居住するための住宅(公舎その他病院事業庁長が定める住宅を除く。)を借り受け、月額9,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして病院事業庁長が定めるもの</p> <p>(4) <u>単身赴任職員で、その所有に係る住宅(病院事業庁長が定めるこれに準ずる住宅を含む。)に配偶者が居住し、当該職員が世帯主に準ずるものであるもの(病院事業庁長が定める職員を除く。)</u>またはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして病院事業庁長が定めるもの</p>	<p>第1条から第8条 〈略〉 (住居手当)</p> <p>第9条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。<u>次号</u>において同じ。)を借り受け、月額9,000円を超える家賃(使用料を含む。同号において同じ。)を支払っている職員(公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他病院事業庁長が定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第11条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(公舎その他病院事業庁長が定める住宅を除く。)を借り受け、月額9,000円を超える家賃を支払っているものまたはこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして病院事業庁長が定めるもの</p>
<p>第10条以下 〈略〉</p>	<p>第10条以下 〈略〉</p>